
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

令和 8 年 3 月 2 4 日 (火曜日)

議 事 日 程

令和 8 年 3 月 2 4 日 午前 10 時開会 (開議)

1 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

(1) 町長の報告

①報告第 3 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 7 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 8 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 9 号 大山町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 10 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 12 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 13 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 14 号 町道路線の認定について (町道栄団地 2 号線)

日程第 10 議案第 15 号 町道路線の認定について (町道上万稲光線)

日程第 11 議案第 16 号 町道路線の廃止について (町道稲光上万原線)

日程第 12 議案第 18 号 第三次大山町総合計画基本計画について

日程第 13 議案第 19 号 大山町赤松・明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 14 議案第 20 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 15 議案第 21 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 16 議案第 22 号 大山町過疎地域持続的発展計画(令和 8 年度～令和 12 年度)の策定について

日程第 17 議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算

日程第 18 議案第 24 号 令和 8 年度大山町土地取得特別会計予算

- 日程第 19 議案第 25 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 20 議案第 26 号 令和 8 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 27 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 22 議案第 28 号 令和 8 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 29 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 30 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 31 号 令和 8 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 32 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 33 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計予算
- 日程第 28 議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 29 議案第 46 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 47 号 工事請負変更契約の締結について（御来屋漁港海岸護岸改修工事（4 工区））
- 日程第 31 議案第 48 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 32 議案第 49 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 33 議案第 50 号 大山町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 34 議案第 51 号 大山町教育委員会委員の任命について
- 日程第 35 議案第 52 号 大山町教育委員会委員の任命について
- 日程第 36 議案第 53 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 37 議案第 54 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 38 議案第 55 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 39 請願第 1 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書
- 日程第 40 請願第 2 号 「深夜パトロール隊員に新聞配達人を」に関する請願
- 日程第 41 陳情第 1 号 保田集落内農道（A 地点～B 地点）の町道格上げ及び安全対策についての陳情書
- 日程第 42 陳情第 2 号 ふれあい児童館の開館時間継続に関する陳情書
- 日程第 43 議員派遣について
- 日程第 44 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 45 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 46 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 47 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	浅 田 龍太郎	2 番	小 林 直 哉
3 番	近 藤 隆 博	4 番	京 力 久 子
5 番	西 本 憲 人	7 番	島 田 一 恵
8 番	加 藤 紀 之	9 番	池 田 幸 恵
1 0 番	大 原 広 巳	1 1 番	米 本 隆 記
1 2 番	大 森 正 治	1 3 番	杉 谷 洋 一
1 4 番	近 藤 大 介	1 5 番	野 口 俊 明
1 6 番	吉 原 美智恵		

欠席議員（なし）

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	……………野 間 光	書記	……………林 原 彰 吾
------	------------	----	--------------

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………竹 口 大 紀	教育長	……………鷺 見 寛 幸
副町長	……………山 根 篤 大	教育次長	……………浦 木 美 穂
総務課長	……………金 田 茂 之	財務課長	……………池 山 大 司
農林水産課長	……………桑 本 英 治	健康推進課長	……………諸 遊 剛 史
建設課長	……………赤 川 佳 隆		

午前 10 時開会

○議長（吉原美智恵君） 皆さん、おはようございます。

3 月定例会もいよいよ最終日となりました。

ただいまの出席議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議案第 7 号から議案第 16 号までと、議案第 18 号から議案第 34 号までは、本

日は討論・採決を行ないます。

また、議案第 46 号から議案第 55 号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第 1 諸般の報告

○議長（吉原美智恵君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

町長から、報告第 3 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についての 1 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

3 月定例会最終日、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告の説明を 1 件させていただきます。報告第 3 号は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

変更を要する契約の目的、変更契約の内容、変更契約の理由はお手元に配布しております報告書のとおりであります。以上で報告を終わります。

○議長（吉原美智恵君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 7 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 2、議案第 7 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 8 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 3、議案第 8 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 9 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 4、議案第 9 号 大山町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 10 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 5、議案第 10 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 11 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 6、議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 12 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 7、議案第 12 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 13 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 8、議案第 13 号 大山町家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準を定める条例及び大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 14 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 9、議案第 14 号 町道路線の認定について（町道栄団地 2 号線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 15 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 10、議案第 15 号 町道路線の認定について（町道上万稲光線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 16 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 11、議案第 16 号 町道路線の廃止について（町道稲光上万原線）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 18 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 12、議案第 18 号 第三次大山町総合計画基本計画についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 19 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 13、議案第 19 号 大山町赤松・明間・中槇原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 20 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 14、議案第 20 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 21 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 15、議案第 21 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 22 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 16、議案第 22 号 大山町過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 23 号 ～ 日程第 28 議案第 34 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 17、議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算から日程第 28、議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算まで計 12 議案を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

令和 8 年度予算審査特別委員会委員長 西本憲人議員。

○令和 8 年度予算審査特別委員長（西本 憲人君） それでは、報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

令和 8 年度予算審査特別委員会報告書。令和 8 年 3 月 24 日 大山町議会議長 吉原美智恵様。令和 8 年度予算審査特別委員会 委員長 西本憲人。

令和 8 年 3 月 3 日、令和 8 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員に

よる、令和 8 年度予算審査特別委員会に付託された、令和 8 年度一般会計及び各特別会計予算について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記の通り報告します。

記。

1. 事件名は議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算から議案第 34 号令和 8 年度大山町水道事業会計予算までの 12 議案です。

2. 審査の経過および審査の結果。付託を受けた 12 議案について、分科会方式で令和 8 年 3 月 5 日から 3 月 12 日までの 6 日間審査を行うとともに、3 月 18 日に委員全員で審査を行った。

その結果、付託された 12 議案については、賛成多数で、次に述べる意見を付して可とすべきものと決した。

3. 審査意見。

①一般会計です。まず財務課、本予算は、3 年連続で実質単年度収支の赤字になる見込みの中で編成されており、4～5 年で財政調整基金が枯渇する厳しい財政状況にあると説明を受けた。

しかし、各課個別事業の必要性や優先順位については十分な整理がなされているとは言い難く、現状ではこの状況を打破する具体的な対策が打ち出されていない。今後の財政運営には不安を残す内容となっている。

持続可能な財政運営に向け、事業の選択と集中をより一層進める必要がある。

農林水産課、農業基盤強化の新規事業「攻守の要となる水田農業法人育成事業」において、町内で 2 件の要望があったにもかかわらず、財政的な理由から 1 件は次年度以降に回すこととなった。

農業を基幹産業とする本町において、規模拡大や経営基盤強化に意欲を持つ担い手に対し、機を逸することなく適切な支援を行うことが重要である。特に設備投資はタイミングが重要であり、支援の遅れは経営計画そのものに影響を及ぼしかねない。

今後は、県の補助採択を本町としても確実に対応できるよう、予算枠の確保を含めた支援体制の強化を求める。

総務課、生成 AI 研修の全職員実施や統合型 GIS の運用開始が計画されており、業務効率化や住民サービス向上の観点から活用が期待される。単なる導入にとどまらず、実効性ある活用が求められることから、明確な指標の設定と実証体制の構築を求める。

商工観光課、モンベルの賃料設定の検討については、本来、町有建物の賃料は資産価値や市場水準を踏まえて適正に設定されるべきものである。

本件については、誘致の経緯を踏まえた設定であるものの、現行の賃料と適正価格との差額について、今後の修繕等の負担も見据えた上で、その妥当性や費用対効果を明らかにすべきである。

地域活性化起業人や政策アドバイザーにおける外部人材の活用については、観光振興

に向けた取り組みとして期待される一方で、多額の予算を投じていることから、その役割や成果について明確にし、効果検証を行うことが求められる。

建設課です。道路維持作業員の削減については、コスト面での効果が見込まれる一方で、作業の質や実施頻度、地域の状況に応じた対応が確保されるかが課題である。

総合戦略課、シティプロモーションでは、町外の子育て世代をターゲットとした専用 SNS アカウントの新設、PR 強化、インフルエンサー招致を謳っている。インフルエンサー招致に関しては、子育て世代やアウトドア層に影響力のある中規模インフルエンサーを検討している。

また、単なる案件投稿ではなく、町に滞在してもらい、地域との交流を通じた熱量の高い発信を目指すとしている。ターゲット獲得の成果目標を随時明確にしながら行っていくことを求める。

社会教育課、大山町文化祭在り方検討委員会において、公民館祭りとの違いを精査すると報告を受けた。文化の祭典にふさわしい内容についての検討を求める。

総合福祉課、児童館の閉館時刻を 17 時とする見直しについては、その合理性に疑問がある。平日の代替職員に係る人件費は年間約 60 万円と限定的であり、コスト削減効果が大きいとは言い難い。こうした点を踏まえ、一律の時間統一ではなく、地域の実情や利用状況に応じた時間設定とする必要がある。

住民課、生ごみ出しま宣言袋や生ごみ処理機等購入補助金、ごみ分別促進アプリといった取組が進められている。更なるリサイクル率向上に向け、住民の意識向上や利便性の改善に加え、リサイクルに係る経済的なメリットとコストの両面を踏まえた検証を行い、効果的な施策の見直しにつなげることを求める。

こども課、放課後児童クラブについては、需要増に伴い新たにところご児童クラブが開設されるなど、事業費が増加する中、人手不足への対応として委託の活用が検討されている。

今後は、受け入れ体制の確保とともに、委託の活用にあたっても支援の質が確保されるよう、安定的な運営体制の構築を求める。

水道課、水道・下水道事業に対する一般会計から約 2.8 億円の基準外繰出しがあるように、多額の財政負担が継続している。

今後は、処理施設の配置や維持管理体制の見直しなどを含め、地域の実情を踏まえた運営の効率化を図るとともに、これから検討が進められる料金改定の動向も踏まえ、一般会計への負担の在り方についての検証を求める。

幼児・学校教育課、保育所・学校における人件費については、会計年度任用職員をフルタイムからパートタイムへ切り替えることで、年間約 2,000 万円規模の人件費削減が見込まれている。

従前の配置状況を踏まえれば直ちにサービス低下につながるものではないと考えられ

るが、今後の運営状況を注視し、サービス水準が維持されているか検証していく必要がある。

新規事業の校内サポート教室の設置について、不登校傾向の児童生徒への支援として意義がある。一方で、利用者数が未定であるなど事業の具体性に課題があり、今後はニーズの把握と効果検証を行いながら適切な運用を求める。

学校給食センターの集約については、効率化の観点から進められているが、配送距離の増加や運営体制の変化に伴う影響が懸念される。今後は、児童生徒への安全で安定した給食提供が確保されるよう、具体的な体制整備と検証が必要である。

②特別会計です。

国民健康保険診療所特別会計、診療所の再編については、大山口診療所を中心とした運営体制の見直しが進められているものの、現時点では一部の診療体制の変更にとどまっており、今後の具体化が求められる段階にある。今後の持続可能な運営に向けて、診療情報の一元化や業務効率化を図る観点から、電子カルテのクラウド化など DX の推進について、総務課と連携し、早急な環境整備を求める。

一般管理費および各診療所費の財源となる診療報酬収入については、前年度実績や実際の運営状況を踏まえた適切な見積もりを行い、今後は収支の実態を反映した予算編成を求める。

4. 付帯意見です。

本町の財政状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率等のいわゆる「財政4指標」においては、現時点ではいずれも基準を下回っており、直ちに健全化計画を策定すべき段階には至っていない。

しかしながら、関係課へのヒアリング及び各種財政資料の確認を通じて、本町の財政運営には看過できない課題が顕在化していることが明らかとなった。

特に、令和5年度及び令和6年度の実質単年度収支が赤字となっていることに加え、令和7年度においても同様の状況が見込まれている。また、経常収支比率は96%前後と高水準で推移しており、財政構造の硬直化が進んでいる。

さらに、財政調整基金については、毎年度当初予算で2億円から3億円程度の基金繰入が続いており、現在の残高水準を踏まえると、数年後には大幅な減少が見込まれる状況にある。加えて、総務経済常任委員会における財務課へのヒアリングによれば、現在の財政運営が継続した場合、財政調整基金はおおむね4年から5年程度で枯渇する可能性があるとの見通しも示されている。

これらの状況は、財政4指標では測りきれない本町財政の構造的な課題を示すものであり、将来的な財政運営に対する大きな懸念材料である。

よって、本町においては、将来にわたり持続可能な財政運営を確保するため、改善に向けて早急に取り組むことを強く求める。以上で報告を終わります。

○議長（吉原美智恵君） これで令和 8 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。
これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから 1 議案ごとに 討論・採決を行います。

（日程第 17） 議案第 23 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算の討論を行います。討論はありますか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 議案第 23 号 大山町一般会計予算に反対の討論をさせていただきます。

本予算には、厳しい町財政の下でも様々な子育て支援策の事業をはじめ、物価高騰に対応した事業や、数々の高齢者障害者対策など、暮らしや福祉の充実を図るための予算が計上されており、私は大いに評価するものであります。

また、新年度予算から、同和地区に限った同和対策関連事業の一つである進学奨励交付金と、固定資産税軽減措置がなくなりました。これについては、同和問題の現状を反映したものとして、二つの事業の廃止は、評価するものであります。

しかし、同和地区に限った事業として、地区活動費補助金と地区進出学習会補助金については、新年度も計上されており、反対せざるを得ません。地区活動費補助金については、以前に議会でも事務事業評価をして調査したところですが、私としては、この補助金の使途について問題にせざるを得ません。

それは、特定の任意団体が主催する会議、集会、研究会の旅費などに補助金が使われていることです。本来特定の任意団体の参加旅費などは、その団体の会費から支出するか、自費で賄うべきものです。特定の任意団体の会議や集会等の費用として、公金が使われるのは、私は不適切と考えます。

また、地区進出学習会については、基本的に同和地区の児童生徒を対象にして行われておりますが、今や全くと言っていいほど、子供たちの世界には、部落差別は存在しないと言い切ってもいいでしょう。部落差別解消という目的を既に失った地区進出学習会は、教員の働き方改革という観点からも、見直し、廃止の方向で、検討すべきと考えます。

従前から述べていますように、人権意識の高まりによって、大山町民の同和地区に対する差別意識は、ほぼなくなったと言っていいでしょう。それは、肌感覚からも言えますし、意識調査結果のデータからも言えるのではないのでしょうか。

また、私自身、同和地区の方から、もう特別な対策はしないほうがいいという声も少なからず聞いております。

2 点目は、自衛官募集事業についてです。自衛官募集事務に関して、本町も 18 歳の男女の個人情報自衛隊に提供しています。これは、市町村の特定受託事務とはいえ、個人情報に関わるものであるため、本町では自衛隊への個人情報提供を希望されない人への配慮として、除外申請、この受け付けをしています。

しかし、この除外申請を知らない対象者が、ほとんどであるのが実態ではないでしょうか。それに加え、今戦争が頻発する世界情勢や、日本の政治情勢を考慮した場合、自治体が進んで、若者の個人情報を自衛隊に提供することが適切なのか、私は大いに疑問を持ちます。

この観点からも、一般会計予算に反対せざるを得ません。

以上、反対討論とします。

○議長（吉原美智恵君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 1 番、浅田龍太郎です。

原案に賛成の立場でお話しさせていただきます。

先ほど大森委員が言われました地域改善対策に係る固定資産税の減免措置の制度について廃止されるということが令和 8 年度のほうから報告が行政のほうからございましたけれども、これについてはですね、やはり人口減少に伴ってその取引が余りないということ、またほか市町村を見ても、これについてはだんだん縮小してきている、というそういう傾向がございまして、実際的には差別の現状がなくなったと、肌感覚としてもなくなっているというふうなことを先ほど言われましたけれども、今こういったネットインターネットの環境の中で、さらに差別というものは多様化し、さらに拡大している現状にあると思います。

これについて鳥取県においても、鳥取県のほうでもですね、人権尊重のまちづくり条例というものが制定されておまして、差別の解消について、継続的に取り組むものということ条文の一文として入っているように、まだまだこれから差別に対する取組というのは大山町としても必要なものでありますし、そういったことから、今後また大山町においても、こういった人権に係る教育ですとか、対応ですとか、そういった部分に対する取組みは常に行っていくことから、差別についてはまだまだ根深いものがあるというふうに個人的に感じております。大山町としてもそういった教育の面、対策の面、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

一般会計に対して、そういった現状差別についてまだまだある、またこういった大山町としての取組みをしっかり行っていく、行っていただきたいというところで、一般

会計に対して賛成の立場からお話しさせていただきました。ありがとうございました。
以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） ほかに討論ありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 18） 議案第 24 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 24 号 令和 8 年度大山町土地取得特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 19） 議案第 25 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 25 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 20） 議案第 26 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 26 号 令和 8 年度大山町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） まず、討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。
はい、12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をします。

政府はこの 4 月から、国民健康保険、あるいは後期高齢者医療など全ての医療保険に子ども・子育て支援金、子ども・子育て支援納付金といいます、なるものを上乗せして徴収します。国保税には、今年は毎月 1 世帯 300 円が課税されます。ただでさえ高い国保税であります、これによって、被保険者は、さらに負担を強いられることとなります。

少子化対策の財源をなぜこうした公的医療保険に求めなければならないのでしょうか。医療とは無関係な子ども・子育て支援金を保険料に上乗せする必然性も合理性も私はないと考えます。そもそも、子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、公的医療保険の目的から大きく逸脱していると言わざるを得ません。本来なら、子育て支援は、別な国庫負担でやるべきです。このやり方が前例となれば、医療と無関係な政策に保険料が次々と流用され、目的外負担が際限なく広がる危険性があります。国が既に決定されたこととはいえ、子ども子育て支援納付金を国民健康保険保険税として、徴収することには私は反対をします。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第 21) 議案第 27 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 27 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第 22) 議案第 28 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 28 号 令和 8 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） また出てきました。後期高齢者医療特別会計予算に反対討論をします。

後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援金が月額 1 人 200 円上乗せして徴収されることになっております。このような道理のない制度には、先ほど国民健康保険特別会計予算で述べました同じ趣旨の理由で反対をいたします。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 先ほど大森議員がおっしゃったことで、1 個前の議案になりますかね、一個前じゃないですね、2 個前の議案ですね、失礼しました。

国民健康保険の特別会計で、大森委員がおっしゃったことですけれども、国保税等で、子ども・子育て支援金を徴収するのは、関連性がないんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、そもそも国民皆保険制度が、こういった成り立ちをしているかと

申しますと、支える世代があつて成り立っているわけですね。で、その支える世代を子育て支援策で増やしていこうと。そういう目的であればですね、子ども・子育て支援金を社会保険等で徴収することが全く関連性がないというわけでもありません。

こういったものを、子育て支援策を国が放棄をして、諦めてしまって、国民皆保険制度が崩壊するよりは、しっかりと徴収をして子育て支援策をし、国のほうで推進していただく、こういった意味でもですね、子ども・子育て支援金というのは非常に大切なものではないかなと思います。

よって、私は、今回のこの議案については賛成としたいと思います。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） ほかに、討論ありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 23） 議案第 29 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 29 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 24） 議案第 30 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 30 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 25） 議案第 31 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 31 号 令和 8 年度大山町宅地造成事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 26） 議案第 32 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 32 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長 14 番。

○議長（吉原美智恵君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 令和 8 年度大山町索道事業特別会計予算に対して反対の立場から討論を行います。

新年度から、四つのスキー場を町が所有し経営することになりました。新たな指定管理者がまだ決まっていなかったなか、本予算は金額としては、新たな投資を伴わない内容ではありますが、その実質は、大山スキー場の中長期計画、すなわち約 90 億円規模の設備投資を前提とした運営方針をスタートさせる入り口に当たるものであります。

しかしながら、この中長期計画については、重大な前提条件が十分に整理されているとは言えません。第 1 に、事業リスクの規模が数値として示されていない点であります。

気候変動や利用者減少といったリスクの存在は認められているものの、最悪の場合にどの程度の負債や赤字が発生しうるのかについて、具体的な試算が示されておりません。

第2に、財政負担の上限が示されていない点であります。町長は原則として独立採算と述べられましたが、事業リスクの大きいこの事業で収益が思いどおりに得られない場合、どの程度まで一般会計からの繰入れを許容するのか。その具体的な基準も示されておりません。これらのことは、町民にとって、最終的な負担の見通しが不明確なまま事業を進めることを意味します。

第3に、指定管理者の選定と設備投資の關係に重大な不整合がある点であります。

町は90億円の投資を前提とした中長期計画に沿って、事業者に提案を求めている一方で、その投資はあくまで今後の個別判断であると議会には説明しています。このように、前提条件が一致していないまま契約を締結すれば、数年後に町が投資を事実上拘束される可能性が強くなります。90億円の投資を前提に、町と指定管理者が10年間の協定を締結するので、実質的に後戻りしにくい構造が生じることを強く懸念します。

本来このような長期かつ多額の投資を伴う事業については、投資規模の妥当性、財政負担の上限、リスクの具体的な試算、さらには、代替案との比較など、必要な情報を十分に整理した上で判断すべきものです。

しかし現時点では、それらが十分に示されているとは言えず、議会として責任ある判断を下す前提が整っているとは、考えられません。大山スキー場は地域にとって重要な資源ですし、その維持発展を否定するものではありません。だからこそ、財政的な持続可能性とリスク管理の観点から慎重な判断が求められると考えます。

本予算に賛成することは、中長期計画の方向性を議会として承認することに等しいと思います。町民の将来負担に責任を持つ立場から、現時点では、この方向性に賛成しかねると申し上げ、反対討論といたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 加藤 紀之君） 議長、8番。

○議長（吉原美智恵君） 8番 加藤議員。

○議員（8番 加藤 紀之君） 本案に賛成の立場でお話をさせていただきたいと思いますが、すけれども、先ほど反対討論にありましたようにですね、本案、中長期計画に基づいて、予算が組まれているものではございません。

ですのでそこを論点にするとですね、もう全くやりとりが成り立たないのかなと思っていますけれども、その上でもですけど、ちょっとお話をさせていただきますと、先日、議会としては、中長期計画を策定した事業者から直接説明を聞きました。今の状態で何もすることなく、大山のスキー場を維持していても赤字だけが垂れ流されることが見

込まれる。であれば、その赤字をいかに最小限に抑えるか、もしくは黒字に持っていか。そのために投資が必要なんだということについてですね、結構皆さん、納得された部分があるんじゃないのかなと思います。

事業的な部分で、事業的な部分でなくてもですけども、明日、来年のことは全く見えませんよね。例えば自分がいつ亡くなるのかとかって分からないじゃないですか。そういうことについてですね、不安ばかりが先行しては何もできません。

しっかりと、中長期計画に基づいて、一遍に 90 億を投資することが提案されるわけではないでしょうから、その都度その都度、リスク等を判断しながら、議会として判断をしていけばいいと思いますし、そもそもまだ指定管理も決まっておられませんし、その指定管理を可とするのかしないのかも議会の判断だと思っていますので、今回の令和 8 年度予算については、しっかりと通さない何と何も進むことがありませんので、賛成すべきだと思います。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は 11 時 5 分です。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 5 分再開

（日程第 27） 議案第 33 号

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

これから議案第 33 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第 28） 議案第 34 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算の討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 46 号 ～ 日程第 32 議案第 49 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 29、議案第 46 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 32、議案第 49 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 8 号）まで、計 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をいたします。

議案第 46 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令が公布されたことを踏まえ、これに準拠する形で転居費の算出方法及び宿泊費基準額を変更するため、条例を改正するものです。本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 47 号 工事請負変更契約の締結については、御来屋漁港海岸護岸改修工事（4 工区）について、令和 8 年 3 月 4 日付で工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の主な内容は、消波ブロックの設置にあたり、仮設工法の検討に時間を要したため、完成期日を当初工事請負契約の令和 8 年 3 月 27 日から 243 日間延長し、令和 8 年 12 月 25 日までとするものです。

続きまして、議案第 48 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 14 号）について

は、大雪対応により除雪作業に係る予算が不足し予算計上する必要性が生じたことや、御来屋漁港海岸護岸改修工事積算業務委託料について、繰越明許費の追加をする必要性が生じたことなど、既定の事業内容の変更又は追加の必要性が出て来たことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の予算の総額に 3,769 万円を追加し、総額を 131 億 8,782 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 49 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 8 号）については、歳入では、普通交付金の増額やが主なもので、歳出では、国の様式改正に伴うシステム改修委託料並びに高額療養費の増額で、既定の歳入歳出予算をからそれぞれ、545 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、19 億 5,328 万 4,000 円とするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） ただいま 4 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

（日程第 29）議案第 46 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 46 号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 30）議案第 47 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 47 号 工事請負変更契約の締結について（御来屋漁港海岸護岸改修工事（4 工区））の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 31）議案第 48 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 48 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 14 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 32）議案第 49 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 49 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 8 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩とします。

午前 11 時 13 分休憩

午前 11 時 18 分再開

日程第 33 議案第 50 号 ～ 日程第 38 議案第 55 号

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

日程第 33、議案第 50 号 大山町教育委員会教育長の任命についてから日程第 38、議案第 55 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、計 6 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは続きまして、提案理由の説明をいたします。

議案第 50 号 大山町教育委員会教育長の任命については、鷺見教育長が令和 8 年 5 月 11 日をもって任期が満了することに伴い、本町の教育長として、坂下裕一さんを新たに任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

坂下さんは昭和 42 年 12 月生まれで現在 58 歳。平成 2 年文部事務官として文部省（現文部科学省）に採用され、本省及びいくつかの大学で勤務され、直近では神奈川県横須賀市教育委員会で令和 8 年 3 月 31 日まで勤務される予定となっております。

坂下さんは、本省等での事務のみならず学校等の現場での経験も十分であり、また私も面談をさせていただきましたが、人格・識見とも適任と考えるものであります。

任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 8 年 5 月 12 日から令和 11 年 5 月 11 日までの 3 年間です。

続きまして、議案第 51 号 大山町教育委員会委員の任命については、任期途中で退任される委員の後任として、高見法子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

高見さんは、町内で美容師として仕事をしておられ、様々な場面で様々な年代の方々と幅広く触れ合い、交流を大切にされておられます。

また、教員免許を取得しておられ、教育や地域について高い関心をもっておられます。PTA 活動や男女共同参画委員会の活動を積極的に行ってこられた高見さんは、人格・見識とも適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は前任者の残任期間である令和 8 年 5 月 12 日から令和 10 年 5 月 11 日までです。

続きまして、議案第 52 号 大山町教育委員会委員の任命については、任期満了に伴い退任される委員の後任として、森田圭さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求

めるものです。

森田さんは、塾講師として、小学校から高校生まで約 50 名の子どもたちの指導をしておられます。また、苺農園を経営され、販売等を通じて、様々な場面で様々な年代の方々と幅広く触れ合い、交流を大切にされておられます。

教育や地域について高い関心をもち、幅広い交流活動を積極的に行ってこられた森田さんは、人格・見識とも適任と考えるので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 8 年 5 月 12 日から令和 12 年 5 月 11 日までです。

続きまして、議案第 53 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、来たる 5 月 12 日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

選任をいたしますのは、白石啓二さんです。白石さんは、令和 5 年 5 月から大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

人格・見識とも適任と考えるので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 54 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、来たる 5 月 12 日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

選任をいたしますのは、種田順治さんです。種田さんは、令和 5 年 5 月から大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

人格・見識とも適任と考えるので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 55 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任については、来たる 5 月 12 日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

選任をいたしますのは、近岡一幸さんです。近岡さんは、平成 20 年 9 月からは大山町の固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

人格・見識とも適任と考えるので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） ただいま 6 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

（日程第 33）議案第 50 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 50 号 大山町教育委員会教育長の任命について

での質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） はい、ちょっとお聞きします。

新しく神奈川県の方のようですけども、教育長にしたいということですけども、教育長となれば、やっぱり大山町のことがよく分かり、大山町の教育にも造詣が深いということが 1 番適任だと思うんですけども、そういう方ではないように見受けました。そういう大山町に縁がある、あるいは大山町の教育に深い造詣があるという方を探されなかったのか、探されたかしらんけどもなかったのかかもしれません。その辺の経緯を教えてくださいたいですし、それから、少しでもこの坂下さんっていうのは、大山町に縁とか、あるいは何かこう大山町を知ってるよというようなことがあるのかどうか、ですよ。

そして学校現場にも勤めておられたので、という説明がありましたけども、どうも見ますと小中高の現場ではなくて大学の、しかも事務の関係ですか、のようなんですけども、その点で若干の不安も私感じます。ここに至った経緯をもうちょっと詳しく説明していただければと思います。2 点、質問します。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えいたします。

まず、大山町に縁やゆかりがあるのかというところですが、私としては把握してる範囲ではないというふうに認識をしております。

また、この人選に至った経緯ですけれども、おっしゃるとおり確かに教育長というのは、県内の一般的な教育長人事では、小学校の校長先生や中学校の校長先生を終えられた方になるというような形が一般的なのかなというふうに思いますが、そうではなくて、地方教育行政というのは、今はかなり転換、変革を求められている、そういう時期にあって、学校現場がよく分かっている、町内の様子がよく分かっているという、そういう資質も大事だとは思いますが、それ以上に、これからの地方教育行政で言えば、やはり教育行政全般がよく分かっている国の法律から始まり、各仕組みがよく分かっている、そういう状態でこの地方教育行政の現場で、学校教育の在り方を初めとした教育の在り方をこれからダイナミックに前に進めていく、変革させていく、そういうようなことができる人材が必要という判断から、文部科学省と何度も協議を重ねてきまして、今回の人選に至ったというところでございます。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） ちょっと答弁漏れかなと思いますので、この選任にあ

たってですね、ほかの方を探されなかったのか、あたられなかったのかということです。ほかの方というのは、大山町に縁のある人とか、これまでの教員の経験がある方、たくさんおられると思いますけど、そういう方にはあたられなかったのか、あたられたのか、経緯を教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

人事の話でほかに誰にあたったのかというところは、一般的にはお答えはしないものというふうに認識をしております。

○議長（吉原美智恵君） ほかに、質疑ありませんか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） この教育長人事というのはですね、昨日、今日私たちも初めて説明資料をもらうもんで、正直今この場で初めてどういう内容ですかって教えてもらうようなものがこの人事案件だと思います。

だから、正直、私たち議会もほとんど内容が分かっていないので、もうちょっとやはり、大森議員言われるように、少し教えていただきたい。

幾つかあるんですけど、まず一つ目、変更の必要性です。今の鷺見教育長、とても熱心に教育のことをされている方だなと思います。大森議員言われるように大山町内のことをよく御存じで、または自然や歴史のことに関わり精通している教育長だなというふうに思いますので、とても教育長の役職を超えた活動がかなり見受けられるので、これはもうかなり大山町の武器だなというふうに感じていました。

で、任期満了と話がありましたけど、まだお仕事としては全然活発に続けられるご年齢ではないかなというふうに思いますが、変更の必要性などがあったのか、本人さんがね辞職を希望されたりとか、任期満了で辞めますよというのを希望されているのかどうかというのがちょっとよく分からないんで、それだったら新しい人を探すのはしょうがないですよってなるんですけど、そうじゃないんだったらちょっと何でだろうなと思います。

二つ目は地元の関係者じゃないということで、大森議員の質疑で分かったんですけど、その必要性をどう考えますかというふうに。私はよそから来る人が悪いとは思いません。現に山根創生監が山根副町長になられたのも、とても大山町にとっては喜ばしいことかなというふうに思いますが、ただ副町長も外部人材で、教育長も外部人材ってなると、少し誰がこの町のことをちゃんと分かっているんだろう、町長だけですかという話で、もちろん職員はいますけれど、長がつく人たちであまりにも少ないのかなという不安が少しあります。この辺を少し納得させていただきたいなというのと、ちょっとかぶり

ますけど三つ目はタイミングです。

少し経歴を入れていただいているので経歴見せていただくと、とても数々のブランドがしっかりある経歴の持ち主の方だなんてあるんですけど、例えばこのタイミングで、この経歴がある人を呼んで教育長に任命して、この先、その人と一緒に具体的に何かしていきたくてかかっていうのがあるんだったら、まあそれはひとつ納得材料なのかなと思うんですけど。ただ経歴だけ出されて、任期満了なので外部から来た人に代わりますってだけだと、少しちょっと整理が追いつきません。この辺りちょっと教えていただきたいですね。

あとは町長、副町長に何を期待しますかっていう展望の部分をあわせて4点、教えていただければと思います。

○議長（吉原美智恵君） 西本議員、今副町長と言われましたけど、副町長はおられますので、ちょっと訂正してください。

○議員（5番 西本 憲人君） 教育長ですね。

○議長（吉原美智恵君） 残りますので訂正だけしてください。

○議員（5番 西本 憲人君） すいません、訂正します。

○議長（吉原美智恵君） 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 四つ目の展望の部分は、教育長に何を期待しますかという、二人三脚でやっていかないといけない部分だと思いますので、町長部局が何を期待するか教えていただければと思います。お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、驚見教育長がなぜ代わらないといけないのかというところは、様々な理由がありますので、ここで、何をお答えするのがいいのかというところは、判断に迷うところでありますけれども、やはり、今、西本議員がおっしゃったように、教育長としての職責は十分に、十二分に果たしてもらっているというふうに評価をしておりますし、これまでも教育委員会の教育の3本柱であるふるさと教育であったり、保小中の連携であったり、英語教育の推進であったり、どれも強力に進めてきてもらったというふうに考えております。

その上で、様々な条件等ありますので、今回は、新たな人をお願いをするということに至ったというような説明しかこの場ではできないのかなというふうに考えております。

したがって、今の驚見教育長を評価してなくて代えるということではなくて、十分に評価をした上で今回、交代ということで提案をいたしております。

それから、外部の人材で不安だというお話がありましたが、教育長にしる副町長にしる、1人で仕事をするわけではありませんで、組織で仕事をしていきます。当然、事務局内はそうですし、教育長で言えば、学校現場の校長先生を初めとした教職員の皆さん

と、どういうふうに調整をしていくのか、あるいは県の教育委員会とどう調整していくのかというところで、確かに地元のことがよく分かっているというアドバンテージもあるのかもしれませんが、それ以外の能力や、今までの経験によって地方教育行政を広く理解をしている、あるいは国との関係性をよく理解している、そういうところもアドバンテージになるのかなというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども1人で仕事をするわけではなくて、組織として仕事をするわけですので、地元のことがよく分かっている人と一緒に仕事をすれば、そういったところは特に不安はないものというふうに考えております。

それから、この人事の情報をお伝えをする説明をするタイミングというところですが、これも、毎回こういう人事案件というのは、こういうタイミングで出させていただいているというところであります。

議会からは当然同意をいただかなければいけないというところではありますが、原則的に誰が任命責任を負うのか、というところは、これは同意をした議会というよりも提案をした町長に任命責任はあるわけですから、そこは任命権者が信用できるのかできないのかというところが、人事の同意の可否、ここに至るんだろうなというような認識で、毎回、こういったタイミングで提案をさせていただいております。

また、そのほか外部要因等がありますので早めに情報をお出しできないというところもございます。現職で仕事をされていればなおのこと、そういったこともあるというところで、そういった様々な理由を経て、こういうタイミングでの提案ということになっております。

それから、新しい教育長に期待をするところというお話でしたけれども、ここは繰り返しになりますが、地方教育行政、それから国の教育行政との現場とのつなぎ役として、様々な学校現場で求められている変革、あるいは児童・生徒・保護者から求められているような学校の教育環境の改善であったり、新たな取組であったり、そういったところに力を発揮してもらいたいというふうに思っておりますし、私自身、文科省との協議の中、あるいは本人との意見交換の中でもそういったことは、申し上げてきたところであります。

さらに言えば、今、教育の三つの柱でありますふるさと教育や保小中連携、あるいは英語教育、こういったものも力強く推進してもらう必要があるというふうに思っております。まして、これまでの鷺見教育長のやってきた路線は継承しつつも、新たな視点、新たな風を入れながら、そういった教育目標の実現に向けた取り組みを前に進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） 確かに、議場では答えることと答えられないことがある

のは理解します。その上で、現職教育長は納得されているのかいないのかというところまで、御本人都合ですかっていうところまでが答えれたらお願いします。

あと一つ。新たな提案していただいた教育長が、地方教育行政であつたり国の法律全般がよく分かっていると。恐らくこういった意味では今までよりはプロフェッショナルなんだと思いますけど、私が聞きたいのはそれを活用して、これからの教育行政がどうなっていくんですかっていうところに展望があるのかないのかという、展望がないのであれば、ただのブランドで終わってしまいますし、展望があるのであれば、そこは少し突っ込んだところを教えてくださいと、かなり納得要素になるかなというふうに思いますんでお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

まず、周辺情報は置いといて、教育長、今の鷺見教育長本人は納得をしている人事であるというふうに認識をしております。

それから、新たな教育長に求めるものとして、もう少し詳しく、深くという話だと思いますが、例えば、今、大山町で取り組みを進めている特色ある教育の中の一つとして英語教育があります。こういったものをもっと精神的な取り組みができないかといったときに、法律の壁であつたり、学習指導要領の課題であつたりというものが出てくると思います。英語教育のみならず、様々な教育を子供たちに教育環境を提供していく上で、法律であつたり学習指導要領であつたり、様々な壁がある中で、それをどういうふうにクリアしていけばいいのか。新たな取り組みをどう、国・文科省、あるいは県教委等に認めてもらえるのかといったところで、そこら辺の現場感覚であつたり、これまでの経験、知識があれば、そういう現場を改善していく教育環境を改善していく取り組みも、恐らく前に進むものが増えてくるというふうに考えております。

やはり義務教育の中では乗り越えられない壁というのが幾つかあるんですが、かといって過去の様々な全国の事例等も見ますと、そんなに、全く無理というわけではなくて、どうにかして、やっぱり現場の課題感を解決するために、各自治体なり教育委員会なりが、力を尽くして教育改善というものを行ってきておりますので、それらを実現するために、国県の今の仕組みであつたり、ルールであつたりというものが分かっている人にそこを担ってもらおうというのは非常に大きな力が出てくるものというふうに考えております。

特に、その大山町のことにに関して、認識をまずは深めてもらう必要はあると思っておりますけれども、大山町の現状の学校教育であつたり、そのほか広く社会教育や幼児教育も含めてですけれども、様々な取り組みを前に進めていただける原動力になるものというふうに期待をしているところでございます。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） 3 回目なんで、すいません地方教育財政のこととか国の法律を今までより分かっている教育長さんになられたら、例えば何が進みますかっていう話で聞かせてもらったんですが、英語教育が進むというふうに今答弁をいただきました。

本町は、保小中の連携が一つ、英語教育が一つ、ふるさと大山教育、この教育の 3 本柱が教育として進んでるということを前提として、英語教育がなぜ進まないんですかっていう話を以前させていただきました。町長は、ごめんなさいね、ちょっと大事なことでこの教育長人事から少し外れますけど、また戻ってきますんで。

以前、竹口町長は、私と一緒に名古屋まで英語の教育の視察に一緒に行ってます。で、その帰ってきた後に、英語教育が大山町でやるのかなと思ったらなかなか浸透しなくて、その際に何ですかって言った時に、課題としては、英語のテキストを作らないといけない職員の確保であったり、それを翻訳する職員の確保であったり、英語に堪能な職員、英語の教員免許を持った小学校の教職員がいらないんですよと、そういったことを課題として挙げられてました。

だから、法律とか地方教育行政の話としては、課題としてはなかったはずですし、それがなくても恐らく我々が視察に行った愛知県の自治体っていうのは進んでいるという事なんですけど、1 例だからそういうふうに聞こえるのかもしれないけど、結局何がしたいのか今の答弁がちょっと分かりづらかったんですね。補足があったらもう少しお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

西本議員がおっしゃった先ほどの話は、イマージョン教育といって、公立の小学校の中で国語と道徳以外の全ての授業を英語でやる、そういうお話だったと思いますが、そこに向かっていく上では先ほど西本議員がおっしゃったような、私が以前にお答えをしたような課題があるというふうに認識をしております。

それらの課題は、教育長が代わることによって進むものもあるとは思いますが、多くはそれ以外の対応が必要なところもあると思っています。

その一つが例えば人事の面で、小学校の先生で英語できる人、特に中学校や高校の英語の教員免許を持った人を、今、県教委とも調整、要望等をしながら、大山町内にそういう先生の配置を増やしていただけるような動きも今つくっていておりますが、そういう環境づくりも、もしかしたら加速させることができるかもしれない。これは県教委との調整の中ですけれども、できるかもしれないというところもありますし、またその

学習指導要領上の様々な制約であったり、それから英語教育、そのイマージョン教育だけではありませんので、今例えばタブレットを活用したオンライン英会話だとか、それ以外にALTを全校配置したりだとか、様々な取り組みをやっておりますが、そもそも例えばもっと英語に触れる時間を増やせないのかといったときにも、やはり学習指導要領とかカリキュラムの問題もあったりすると思うんですが、そこら辺も全体的な調整が必要だと思うんですが、制度の制約の中とあと現場での実際それが回るのかといったところを調整する上でも、やはり、国・県の教育行政のことがよく分かっている人が調整をするということが、課題を解決させ、物事を前に進める、そういうような形になるというふうに思っておりますので、そういったことを新たな教育長には期待をしたいというところでございますし、西本議員が特に着目をされているイマージョン教育の面も前に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。お諮りします。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は、同意することに決定しました。

（日程第34）議案第51号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第51号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号は、同意することに決定しました。

（日程第 35）議案第 52 号

○議長（吉原美智恵君）　これから議案第 52 号　教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 52 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君）　起立多数です。
したがって、議案第 52 号は、同意することに決定しました。

（日程第 36）議案第 53 号

○議長（吉原美智恵君）　これから議案第 53 号　大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君）　討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 53 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君）　起立多数です。
したがって、議案第 53 号は、同意することに決定しました。

（日程第 37）議案第 54 号

○議長（吉原美智恵君）　これから議案第 54 号　大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号は、同意することに決定しました。

（日程第 38）議案第 55 号

○議長（吉原美智恵君） これから議案第 55 号 大山町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前 11 時 51 分休憩

午前 11 時 53 分再開

日程第 39 請願第 1 号・日程第 40 請願第 2 号

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

日程第 39、請願第 1 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書と日程第 40、請願第 2 号 「深夜パトロール隊員に新聞配達人を」に関する請願を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長 西本憲人議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） それでは請願を 2 つですね。

本委員会に付託された請願 2 件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

請願第 1 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書。

審査結果は、不採択です。

委員会の意見ですが、物価高騰などで零細農家が困っている実態はあるものの、農家の大規模化の観点からは意欲ある主業農家への農地集積が進まなくなる懸念もある。

尚、米農家に限らず全ての農家を対象としているため、必要な予算規模など現実的ではないとの意見がありました。採決の結果、全会一致で不採択と決した。

次に、請願第 2 号 「深夜パトロール隊員に新聞配達人を」に関する請願です。

審査結果は、不採択です。

委員会の意見ですが、請願者は意識づけになるため有償で行うことが前提ということでありました。他の販売店や新聞社との協議ができていない状態がヒアリングから判明しました。

採決の結果、採択 1、不採択 6 で不採択と決しました。以上で報告を終わります。

○議長（吉原美智恵君） まもなく正午になりますが、本日の日程が全て終了するまで継続して行います。

（日程第 39）請願第 1 号

○議長（吉原美智恵君） これから請願第 1 号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） はい。委員会の意見の中に、農家の大規模化の観点からは、意欲ある主業農家への農地集積が進まなくなる懸念があると。これはあれですかねえ、大規模農家、土地集積をして大規模農家を大きくするんだということが前提になっているようですし、とすれば零細中小規模の農家は、切捨てていくのが当然なんだというふうにも聞こえなくはないわけですが、この主業農家への大規模化、ここへの農地の集積が進まなくなる懸念があるという根拠は何でしょうか。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 大森委員からいただいた質疑に対してお答えいたします。

零細な兼業農家の補填は、農業を継続する動機づけとなり、意欲ある主業農家への農地集積が進まなくなる懸念もあるということで、実はこれ私たちから出たというよりもですね、農林水産課のヒアリングで、そういった懸念を教えてくださいました。その辺りを我々の委員会で話し合って、確かにその要素があると。大森議員が言われるように、

じゃあ零細農家は見捨てるのかみたいな、そういった取り方もされて思ってしまうのは当然かなと思うんですけれど。

ただ、国や町の方向性としては、別にその人たちを見捨てるということはしていませんけど、今後農業の大規模化が進んでいくってことはもう国、県、町の方向性としてしっかり出ています。

その中で、やはり何を選択して何を選択しないかということとはとても大事だと思いますので、今回、例えば米に関して、生産調整を段階的に廃止して、米価をある程度下げたり上げたりとかするそういった価格的な影響を受ける米とかに関してだったら、少し一定規模以上の担い手農家に対し交付すべきではないかというような意見も出てたんですけれど、取りあえず今回は米だけじゃなくてですね、全体という農家の、酪農も全部ですね、全部が含まれていたの、これには該当しないというような判断でした。

以上です。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） ならばもう 1 点、ちょっとお聞きしたいんですけども。

大規模化、私も否定するものではありません。そのためには一定の農地の集積も必要でしょうけども。で、その大規模農家を支えるためにも、零細も含めて小中規模の農家も必要だろうというふうに私は認識しておりますが、皆さんの認識はその辺はいかがだったのでしょうか。大規模農家を支えるためにも、必要であるという認識が皆さんにはあったのでしょうか。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） もうちょっと具体的に言っていただけると。

はい。ちょっと今音がなってるんで、少し待ちます。

〔 正午の音楽あり 〕

○議長（吉原美智恵君） 西本議員、結構声が大きいので、と私は思いますので、大きな声でどうぞ。結構時間とりますので。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） じゃあ、続けます。

大規模農家を守るために、小規模農家が必要だよってというような意見をいただいたと思いますが、支えるために、ちょっと具体的にどの部分のことを言ってるのか、もうちょっと言ってもらえないと何のことなのかははっきり答えれないと思うんですけど。

ただ、今と同じような話をそれこそ農林水産課からも話がありました。大規模農家を育てていくことによって、小規模零細農家を守っていくことにもつながりますよというような説明はいただいております。いいですか。

○議長（吉原 美智恵君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 議員。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。ちょっと待ってください。すいません。その前に、発言を求められましたので、この請願に対する委員長報告は不採択ですので、この請願に対して賛成者の発言を許します、大丈夫ですか。では、12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） この政府に所得補償直接支払い制度の実現を求める請願書。私、紹介議員になっておりますので、紹介議員としても賛成討論をします。

皆さんもよく認識されているとおりです。今日本の農業は危機的な状況にあると言っても過言ではありません。農業者の平均年齢は 70 歳を超えて、65 歳以上が 7 割を占めるほど高齢化が進み、後継者不足も大きな課題になっています。それに加えて物価高騰による農業資材や肥料、飼料などの高騰、さらに昨今の気候変動による農産物などへの被害の頻発が農業の危機的な状況に拍車をかけております。

このままでは、次世代への継承が困難な状況であり、国民の命の根源でもあります食糧を支える基盤が揺らいでしまいます。

一方で、国際情勢の不安定さによって、外国からいつでも安い食糧が輸入できる状況ではなくなっているというふうに私は認識しております。

カロリーベースで 38%という日本の低い食料自給率を向上させ、国内の農産物を安定的に生産していく基盤をつくることは、政府の責任として急務だと思います。

先進諸国の多くが、農家の所得を直接保障する制度を国家の基本政策として位置づけています。例えば、スイスは、農業所得のほぼ 100%が国の補助金で賄われ、フランスは 95%、イギリスでは 90%が補助金で賄われております。日本はと言うと、40%という低さです。農業後継者を増やし、農業者を安心して食料生産にいそしんでもらうためには、国の制度としての所得補償がどうしても必要です。

なお、委員会の意見にあります所得補償制度をつくれれば、農地の集積が進まなくなる懸念があるというのは根拠のないことと私は考えております。また、所得補償に必要な予算は現実的ではないという意見に対しては、急速に拡大し、10 兆円にもなった防衛予算、そのうちの 1 兆円だけでも農業の予算に回せば、全農家への所得補償は可能だろうと私は考えております。以上、賛成討論といたします。

○議長（吉原美智恵君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） この請願に反対の立場でお話をさせていただきます。

後の請願陳情にも共通することだと思いますけれども、皆さん議員必携の中にある請

願陳情の審査についてという部分を詳しく読まれたことがあるでしょうか。

その中には、請願の採択にあたっては、どういうふうに判断すべきかということが書かれています。法令上の基準はないので、委員会の自主的判断によるが一般的には願意が妥当であるか。次に、実現の可能性があるか、さらに、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるか等が判断の基準とされています。願意の妥当性という意味ではですね、大森議員がおっしゃったように非常に妥当性があるなと思います。

しかしながら、実現の可能性ってどうなのでしょう。議員必携で実現の可能性とはどういうことを指すかということもしっかり書かれていますけれども、その緊急性や重要性及び財政事情などから見て、ごく近い将来に実現の可能性のあるもの、実現の可能性というふうにうたっております。それについては厳格に判断しなければ、解釈しなければならないとも書かれています。

そういった意味ではですね、実現の可能性は非常に低いのかなと。であれば、本請願を不採択とするしかないというふうに判断できると思います。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。

次に、この請願に対して反対者の発言を許します。

○議員（10 番大原 広巳君） 議長、10 番。

○議長（吉原美智恵君） 10 番 大原議員。

○議員（10 番 大原 広巳君） 10 番 大原です。

この請願にですね、反対の立場で討論します。

国の直接支払いの事業には、既に中山間直接支払い、あるいは多面的機能の支払い事業があります。限られた農業予算の中で何を今充実させるべきかというふうに考えた時に、既にある中山間、あるいは多面的機能のですね、単価も含めた改善が最優先されるべきじゃないかというふうに思います。

大森議員が言われました中小農家を切り捨てるというふうな意見がありましたけども、中山間や多面的機能にも、小規模・中規模の農家、あるいは農地を貸出している農家のメンバーもですね、メンバーとして入っています。こちらの中規模小規模の農家を切り捨てるという発想ではなくて、その人たちも、大規模農家と手を添え合ってですね、農地保全に進むべきかなというふうに思います。以上で、反対討論とします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。

次に、この請願に対して反対者の発言を許します。

討論なしと認め、これで、討論を終わります。

これから請願第 1 号採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立少数です。

したがって、請願第 1 号は、不採択とすることに決定しました。

（日程第 40 号 請願第 2 号）

○議長（吉原美智恵君） これから、請願第 2 号 「深夜パトロール隊員に新聞配達人を」に関する請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 2 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は 不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立少数です。

したがって、請願第 2 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 41 陳情第 1 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 41、陳情第 1 号 保田集落内農道（A 地点～B 地点）の町道格上げ及び安全対策についての陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、西本憲人議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人 君） ちょっと長くなってきたんで、集中力が切れないように最後まで頑張りたいと思います。

それでは、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条 1 項の規定により報告いたします。

陳情第 1 号 保田集落内農道（A 地点～B 地点）の町道格上げ及び安全対策についての陳情書です。審査結果は採択です。

委員会の意見ですが、現地視察を行った際にも、ガソリンスタンドに向かう車が数台通り、一定の交通量が確認できました。9 号線からの入り口は内輪差で脱輪を起こす危険性があることも確認できました。

採決の結果、全会一致で採択すべきと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） 質疑はありませんか。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 何点かお尋ねします。

私たち、教育民生常任委員会も通るだけですけれども、現地を見せていただきました。その際に、擦れ違う車等はありませんでしたけれども、1 日の交通量としての確認をされましたでしょうか。

それからですね、報告にあるような、9 号線からの入り口は内輪差で脱輪を起こす危険性がある、ということですが、自損事故って御自身の責任じゃないのかなと思いますけれども、そういった議論はなかったでしょうか。

それから、町道認定の基準についてお尋ねしますけれども、何でもかんでも町道にすればいいというものではないので、他町で言えば、議会としてもしっかり町道認定の請願や陳情を受ける基準というものを設けているところがあります。大山町議会にはそういったものはありませんけれども、今回こういった必要性を論じられたのかということをお尋ねします。

それからもう 1 点、陳情の趣旨にはですね、必要な改良及び安全対策を講じていただくようということが記されていますけれども、もしそれを実施した場合に、予算はどの程度かかって、その確保のめどがついているのかどうか、そういった部分も議論されたのか、お尋ねします。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） はい。加藤議員の質問に一つずつお答えしていきたいと思います。

1 日の交通量を確認しましたかということでしたが、1 日の交通量は確認していません。

二つ目、自損事故は御自身の責任ではないのか、またそういった議論が委員会内で出ませんでしたかということなんですけれど、自損事故は御自身の責任というのは、事故の処理としてはそうだと思います。ただ、農道であったり、これ私の意見というよりも、一般的な話だと思いますけど、その道路とかが不整備な状況であったりとかして、仮に行ったら橋を通っていたら橋が落ちましたよと。こういった整備不足でそういったことに事故残存につながったのであれば、これの責任は必ずしも本人というわけではないのかなというふうに思います。

三つ目、町道認定の基準は、他町としては基準を設けているところもありますよといったような質問だったと思いますけれど、こういった基準でそういうふうに決めたんですかということでした。一応町としては、町道認定の基準があるようです。ただそれを議会としては内容まで見せていただくことはさせていただいてはおりません。じゃあ、我々議会がどういうふうな基準で今回町道認定に格上げということを、いいんではない

かというふうな判断をしたかということなんですけど、これは現地視察と地域住民の声をもとに行いました。

現地視察は恐らく両委員会とも現地に行かれてると思うんですけど、教育民生委員会は、通り過ぎただけということで先ほど加藤議員が言われてました。私たちはその場で課長、課長補佐、区長さん、集落の方を呼んでですね、しばらくその場にいました。時間にして僅か 15 分程度だったと思います。その中でですね。やっぱりこの農道を通ってガソリンスタンドに行く車、9 号線に行く車がですね、数台確認できました。こういったことによって困ってるんだということが実態として目の当たりに見えました。

また中にはですね、集落の中にも道路がありますよねと、そっちを通ったほうが信号があって便利じゃないですかというような話も出ました、委員会の中でも。ただ、集落の人に確認したところ、そうなんですよ、だからそっちを通って集落内に結構なスピードでガソリンスタンドに行く途中にビュンビュン通る車であったり、本当に怖いんですと、困ってるんですと。あとはまたガソリンスタンドに行くだけじゃなくて、近隣の葬儀施設などにですね行かれる際に、やはりかなりの交通量がありますと。このあたりは本当に困り事としてかなり深刻だなということで受け止めました。

四つ目、趣旨に書いてあるですね、今後町道になったときの必要な修繕、改善等をしていってください。これに対する予算はどの程度かかってっていうのは、まだ町道になってない道のこれから何が起こるか分からない修繕とかに対しては、我々は細かく調査をしていません。

ただ一般的に、町道になって必要な修繕などは、一般的な町道と同じようにかかっていくんじゃないかなというふうに思いますので、具体的な数字までは持ち合わせていません。以上です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） まず、そもそも農道ですので、農業で畑等に用がない人が通るべき道路ではないということが前提だと思いますけれども、その上で集落の中を通っていただければ、より安全に、国道 9 号で右左折ができるんじゃないかということについての委員長の説明だとですね、集落内をスピード出して通られると非常に危ないと。

それは当然だと思いますけれども、だとすると対策としては例えば警察に取締りをお願いするだとか、そういったことが必要なんじゃないかだと思いますけれども、そういった議論等は出ませんでしたでしょうか。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 特に出ていません。

○議長（吉原 美智恵君） はい。ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原美智恵君） 8 番 加藤議員。

あ、失礼。この陳情に対する委員長報告は採択ですので、この委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原 美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） この陳情に反対の立場で討論をさせていただきます。

なかなか陳情や請願ですね、町道認定、町道に格上げしてくれという認定というのは、自分が記憶してる中でもあんまり出たことがないというか、初めて私見ましたけれども、出てきてないからといってそういう要望がないわけではありません。

実際、先般の議員と語る会で、退休寺集落で、町道に格上げをしてほしいという要望がありました。その中で、班長がどのように答えたかと申しますと、並行する 2 本の道路が、どちらも町道になることっていうのはちょっと難しいので、こちらが町道にもしなるのであればあちらが格下げになりますよと言って、説得をされたような形でしたけれども、そういった説明をされました。

私はそのときに、えーそうなんだと思いながら、でも、その基準等があるのかないのかということも知りませんでしたので、今回ちょっとその基準のことをお尋ねしました。

で、私なりに今回他町の事例等調べてですね、町道もしくは私道とかになるための基準として、例えば、住宅に何軒以上面した道路で代替になる道路がないものであったりとか、しっかり具体的な基準が議会としても明記をされていますし、もちろんそれは行政側も別の基準を持っていると思いますけれども、そういった基準がなされていない大山町議会では、安易に町道格上げの認定をしてしまうとですね、次から次へと要望が出てきたときに、どのように対処するのか、全てじゃあ町道に認定すべきだという判断をするのか。

議会の議決は非常に重たいですので、今回の令和 8 年度一般会計等の予算で附帯意見としてですね、執行部側に議会としては、持続可能な財政運営を求めたわけですよ。にもかかわらず、どんどんどんどん町道を増やすような、そういう対応をするというのは非常にけしからんのではないかなと、私的にダブルスタンダードはいかんだらうと思っていますので、今回実現の可能性も、最初の討論でも申し上げましたけれども、ちょっと非常に難しいのかなと。であればですね、陳情を採択とすることはかなわないのか

なというふうに思います。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） はい。賛成の討論をいたします。

本件の農道については、実態として妻木方面から町道妻木保田線を通して国道 9 号線に出る車両が多く利用されています。また実態として、妻木方面から来ますと、田んぼの真ん中あたりまでが町道で、途中から急に 9 号線までが農道になるという、そして幅員も道路幅も狭くなる。車の利用者の視点でいうと非常に分かりにくく、また安全上、若干問題になる状態でございます。

当該地域は、山陰道のアクセスもよく、また、周辺施設の利用など今後も一定の道路利用が見込めます。道路の安全性の確保の観点から、陳情内容は妥当であり採択すべきだと思います。賛成討論といたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（3 番 近藤 隆博君） 議長、3 番。

○議長（吉原美智恵君） 3 番 近藤隆博議員。

○議員（3 番 近藤 隆博君） はい。私は賛成の立場からちょっと意見を言わせていただこうかなと思います。

確かに、加藤議員の言われるように、財源っていうのも無限にあるわけではない中で、何に使用するかっていうのも一つ重要なところでもありますし、今回の案件、こういう要望通せば確かに、次から次から来て、じゃあどのようにそれをさばっていくのか、処理していくのかっていうのは課題として出てくるのは、確かに間違いないと思います。

そのために、確かに今後明確な基準っていうのはやっぱり議員の中でも持っておく、共通認識として持っておく必要があると思うんで、これは次の課題かなとは考えております。

で、現在の出ている案件に関してですけども、確かに視察に行かしていただいて、現地視察すると 15 分程度ですけれども、複数台の交通量がやっぱり確認できています。

これ、私たち視察しているんで、一旦止まって通られるとか、徐行の状態で通られるっていうのが多かったですけれども、これがもしいかなかったら確かにスピードを出される可能性っていうのはあるなっていうところあります。確かに西側のほうに町道がもう一本集落の中を通る道もあります。こちら、確かに私も通ったことがありますけど、割と狭いのは狭いんですよね。その中で人通りがある時間帯に歩いてるときに、ある程度スピードが出ている車が通るってなると、確かに危険性は高いかなっていうところがあり

ました。

あとはですね、9 号線からの出入口に関して幅が狭く、実際に車が脱輪している事故
っていうのもあるというお話も伺っています。

それを考えると実際にやっぱり事故が起きて被害をされている方がいる、確かに自己
責任っていう点でもあるんですけども、整備ができて、整備をすることで防げる事故
であれば防いだほうがよいのではないかという観点から私は賛成とさせていただきます。
以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、この委員長報告に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、陳情第 1 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 42 陳情第 2 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 42、陳情第 2 号 ふれあい児童館の開館時間継続に関
する陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、大森正治議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 陳情第 2 号 ふれあい児童館の開館時間継続に
関する陳情について、審査結果の報告をいたします。

審査結果は、採択です。

委員会の意見として、採択とする意見については、利用者の要望に対して、丁寧な対
応をしているとは言いがたく納得のいく説明がないままであるという懸念がある。地域
の実情にあった児童館は子ども達の居場所として重要な施設であり、一方の児童クラブ
とは異なる意味合いを持っています。そのため 17 時以降に利用したいのであれば児童
クラブの利用を勧めることとは違うという意見であります。

一方、不採択とする意見については、職員の確保が困難である行政側の決定に賛同す

るというものでした。

採決の結果、採択 5 人、不採択 1 人で採択と決しました。以上です。

○議長（吉原美智恵君） これから、陳情第 2 号 ふれあい児童館の開館時間継続に関する陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） はい。ふれあい児童館の開館時間ですね、これ不採択とする意見で職員の確保が困難であるっていう行政側の決定ってあるんですけど、職員の確保が困難な実態があるんですか。その辺をどういった説明があったか、少し詳しく教えてください。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） ちょっと記憶のほうのはっきりしなくなっておりますがと、当事者のほうから、より正確な答弁っていうか説明があったほうがいいかなと思いますけども、恐らく私の解釈としては、長くなるので、なかなかその職員の確保ができていない中で、より難しくなるのではないだろうかということと言われたのかなっていうふうに把握しておりますが。よろしかったら、当事者の議員、委員のほうから、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。加藤議員でしたかね。すみません。

〔「いいが、これで理解しないや」と呼ぶ者あり〕

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） こういうふう書いてあるけどちょっと職員の確保が難しいというのは、不明確ということですね、そしたら。

○議長（吉原美智恵君） ほかの委員の方ありますか。

〔「もうじゃあ、終わりですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 委員長。じゃあ、5 番。あ、委員長、答弁してください。

今の質疑に対して、委員長答弁をお願いします。一応、今、質疑されてますので答弁をお願いします。そうですならそうですということで。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） もう一度、申し訳ない。質疑してください。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） すいません、今 2 回目なんですけど、1 回目と変わっていないので、結局、職員の確保が難しいって書いてあるんですけど、どのように難しいか

っていうのを教えてくださいっていうことを2回言わせてもらってるんで。そういう実態が本当にあるのかってところが説明できますか。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 補足が・・・じゃあ委員長、12番 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） その辺のね、客観的な議論というか、話は出てなかったというふうに思います。担当課のほうは、そういう話をされたということです。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 実はですね、この陳情が出たので、私もちょっと担当課にたまたま行く用があったんで聞いてみたんですけど、長期休暇、夏休みとかそういったときの人材確保は確かに難しいんですけど、平日の人材確保が難しいという話は、担当課としては言われてなかったんですけど。そういう、私はちょっと説明を受けていない、担当課長に聞きましたかね、私は。そうじゃない説明があったということですか。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 12番 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） ちょっと正確を期すために、他の委員、きちんと記憶がある方、お願いできたらと思っております。

〔「進行、ないということで」と呼ぶ者あり〕

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 12番 大森議員。

○教育民生常任委員長（大森 正治君） 申し訳ありません。特にほかの委員からもないので、そういう議論はなかったと、話はなかったということだろうと思います。

○議長（吉原美智恵君） 大森委員長、委員会の意見については、責任を持って記入してください。ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（4番 京力 久子君） 議長、4番。

○議長（吉原美智恵君） この陳情に対する委員長報告は採択ですので、この委員長報告に反対者の発言をまず許します。反対はありませんか、討論ありませんか。

じゃあ次に、陳情に対して賛成者の発言を許します。4番 京力議員。

○議員（4番 京力 久子君） はい。この陳情に対し、私は採択賛成の立場で意見を申し上げます。

ふれあい児童館開館時間短縮の理由として、児童館職員の安定確保、利用児童の安全確保を挙げられた児童館と開館時間の統一をするという説明がありました。そもそも児

児童館は、保護者が在宅している、していないにかかわらず、自由に子供たちが自分の意思で出入りできる居場所となっています。保護者の就労などを条件とした児童クラブとは目的も対象者も異なる施設です。

昨年 9 月から 10 月にの間に、利用家庭に実施されたアンケート結果では、10 人中 7 人が 18 時まで利用しているとの回答があります。17 時閉館になると、中山小学校の 3 年生以上は、平日 10 分程度しか利用する時間が持てず、平日はほぼ利用できない通えない状態になります。子供たちが異年齢の友達と遊ぶ貴重な時間が失われます。中山ふれあいセンター敷地内に新設して、僅か 3 年の児童館です。

現在、中山口駅近くには新たな住宅地が予定されています。私は、児童館からその予定地まで歩いてみました。大人の足で 5 分、子供だと 7 分ぐらい、自転車だともっと早いんでしょう。子供が安全に通える距離と言えます。離れた地域の子供たちは、現在保護者が送迎をされている状態にあります。新しい住宅地ができ、活気あふれる地域をつくろうとしている今、子供たちが放課後を安全に友達と過ごせる場所を守りたいと地域住民の皆様や、利用者の方々からこれほど切実な陳情が出され、委員会でも採択すべきと判断された重みを真摯に受け止めるべきと強く求め、私の賛成討論といたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 1 番 浅田です。

原案に賛成の立場から討論させていただきます。児童館については、子供たちの居場所としての必要性は十分あるというふうに考えております。児童館というのは、やはり地域の実情に合わせた運営方法が理想とされておりますとおり、やはり地域からの求めがある現状で、5 時の閉館というのはちょっと、まだ今現段階ではできない、というふうに考えておるため、賛成でございます。

しかしながら、行政の人員不足というところが行政側から挙げられておりますけれども、どの業種においても、人員不足というのはある。ある程度理解できる場所もございます。

また、今回の見直しにおけるこの財政効果、17 時にした場合に、どれくらいの削減ができるのかということも限定的であると見える。個人的に見えております。

こういった住民ニーズが、児童館の継続を求める声があり、また、陳情においては平日の 18 時までというところ、長期休業ですとかそういったところではなく、学校があるときの平日 18 時までという、限定的な財政負担が限定的であるというふうに考えられることから、私は賛成の立場で討論させていただきました。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） それでは、ふれあい児童館の開館時間に対しての陳情に賛成の立場で討論させていただきます。

この陳情は、そんなに難しい話ではないのかなというふうに思います。先ほど京力議員言われたように、5 時までにする場合、ほとんど誰も使えないよねっていう施設になってしまうよと。なので、なぜ、これを 5 時までにするんですかっていうことで確認を私もしました。大山・名和合わせて、皆さん横並びで 5 時までにはしますというような、答えをいただきました。これはもう管理のしやすさでいったら確かにそういう横並びに時間をそろえるといったことはあると思いますけど、施設なので使ってもらわないとまず意味がないですね。

もし、この施設を潰すという方向で、もし向かってるんですって言ったら、新しい施設にする必要もなかったわけですよ。せっかく地域の人たちに使ってもらおうと思って新しい施設にして使いやすい施設にしました。で、5 時まででしまうと、ほとんどの方が使えない、使える人も 10 分とかその程度になってしまいます。

なので、使える時間に合わせて、今 1 時スタートしてるんだったら 2 時スタートにして 6 時までにするとか、もし財政面、人材面で不足してることもあるんでしたら、そこは知恵を使って、住民の方たち、利用者の方たちが使える状態に、施設をするというのは当然のことかなというふうに思います。

なので、そんなに難しい話ではないのかなというふうに思います。この陳情に関しては、特に迷いなく、賛成という立場で話させていただきました。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、反対者の発言を許します。

次に賛成者の発言を許します。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 議長、9 番。

○議長（吉原美智恵君） 9 番、池田議員。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 今回、賛成の立場で討論させていただきます。

これだけの議員が賛成に立つって、まずないことだと思います。でも、それだけやっぱり住民の声を聞いてきた議員は、危機感を感じているからだと思います。で、やはりですね、何事もそうです。変えること、今まで利用してきたことが変わることは、住民の声をやっぱり聞いていただきたい、行政の方には。利用者の、本人たちの声を聞いて、アンケートでは数が出てくるかもしれない。でもとったにもマルバツかもしれない。

でも、やはり行政は、アンケートがあった、行政としては意見を聞いた、になるかもしれないんですけども、皆さんがちゃんと顔向き合って、意見が届く話し合いをしてほしい。やっぱりそういうことを繰り返していくとやっぱり、こういうふうな陳情が出てこないんじゃないかなと思います。

やっぱり大山町すごく子育て支援にしても何でもいい支援がたくさんあります。でもあっても使えない支援だったら意味がないんです。だからこそ、皆さんの声を聞いていただいて、使ってる本人たちの使いやすい施設になるように思います。それがやっぱり住みやすくて、楽しい大山町になって、若者とか子供の声が響くまちにつながっていくんじゃないかなと感じます。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉原美智恵君） 次に、反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号は、採択とすることに決定しました。

日程第43 議員派遣について

○議長（吉原美智恵君） 日程第43、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思います。お諮りします。

議員派遣をすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第44～日程第47 閉会中の継続調査について

○議長（吉原美智恵君） 日程第44、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第47、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計4件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について、第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（吉原美智恵君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。

令和 8 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

午後 0 時 49 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 吉原 美智恵

署 名 議 員 京力 久子

署 名 議 員 西本 憲人